

発議第16号

令和3年12月16日

香芝市議会議長 様

発議者	香芝市議会議員	河杉	博之
		下村	佳史
		上田井	良二
		芦高	清友
		眞鍋	亜樹

青木恒子議員に対する懲罰動議

次の理由により、青木恒子議員に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び香芝市議会会議規則第154条第1項の規定により動議を提出します。

記

理由

別紙のとおり

理由

青木恒子議員は、令和3年12月14日開催の福祉教育委員会の審議の最中にも関わらず、川田裕議長から香芝市議会議員政治倫理基準等に関する説明及び理事者への意見があったところ、青木恒子議員は突如たり、その説明及び意見に対し、何を勘違いしたのか、発言者に対し侮辱又は名誉棄損と受止められる恐れのある発言を行った。

委員会では委員に対し、議長又は委員の意見等に対する質疑や意見等は委員会付託議案の審査では認めてられておらず、付託された議案に対する説明のために出席要請を受け、出席している執行機関の長またはその補助職員に限られている。

しかし青木恒子議員は、突如たり議長に質疑または意見を行う暴挙とも言えるような行為を働き、委員会の秩序を乱す行為であることは言うまでもなく、正当正義な意見に対する圧力をかけた行為と受止めるものである。

またその内容は、議員が遵守しなければならない香芝市議会議員政治倫理条例及びその基準すら青木恒子議員は一切の認知もしていない様子であり、インターネットライブ中継を行っている最中にも関わらず、公然と誹謗中傷と思える発言を全国に発信した行為は香芝市議会の品位を貶める行為とも言わざるを得ない。

これらの青木恒子議員の行為は、会議中の発言の文字起し（別添）からも分かる通り、正当な議長の意見等に対し、無礼の言葉や人身攻撃等と感じさせる一方的な発言により、委員会に混乱を招いたことは、委員等に対し失礼極まりない行為とも言える。

また本会議では、一般質問においても答弁権限のない議長に質問を行い、収賄疑義に係る事件を「美濃焼却炉の収賄事件」と断言し、議長から取消を促されても応じず、一般質問終了後に通告書及び発言の訂正願いを提出するなど、看過できない行為も散見された。しかし今回の懲罰事案となる事件においては、委員長から発言の取消しを促されたにも関

ならず、一切受け付けることもなく拒否し、議員として議会等の紀律を乱す行為は勿論の事、悪質であると指摘せざるを得ない。

更に、香芝市政治倫理基準は、平成 24 年 3 月 26 日に香芝市議会において議決され、告示も行われている。その事例発生の報告を求めた意見に対し、「議員に対する圧力」及び「パワハラのように聞こえたから言っている」など、公然と侮辱または名誉棄損とも思える発言を行うことは、香芝市議会の団体意思の決定に対する背信であり、議会の紀律から鑑みても、秩序を乱すものであり、公然と発言する内容ではなく、議員の行為規範に反するものと言わざるを得ない。

最後に、他の議員等に対し、公然と侮辱または誹謗中傷等と受止められ真実の証明のない事由を適示することは、その対象とされる機関またはその者の評価を貶める行為に該当するものであり、損害を与えることになる。

これらは、公序良俗に反する行為でもあり、厳に慎まなければならず、香芝市議会議員の矜持を持つ意味を理解しなければならない。

よって、地方議会は、その設置が憲法の明文をもって定められ、住民自治、団体自治という地方自治の本旨を実現するための意思決定機関であり、自律権として、地方自治法により、会議規則制定権、議員に対する懲罰権等が保障されていることに照らすと、議会の秩序維持においては、本事件を放置できるものではなく、以上の理由により、懲罰を請求するものであります。

(別添)

令和3年12月14日 福祉教育委員会発言録(抄)

(川田議長)

そしてもう一点ちょっと確認させていただきたいんですけどね、以前ですね、政治倫理条例の観点から問題がありましてね、やっぱりその、国民健康保険料とかですね、生活保護とかですね、そういったところに議員が窓口に来てきてですね、かなりの圧力をかけたという問題が昔にあったんですね。それは議会でも問題になりました。

それで、今後ですね、議員がそういった窓口に同行して行くことは禁止するということで香芝市議会で決められました。そして、あの理事者の方の方の義務としてもですね、もし来た場合にはですね、その旨をはっきり伝えて、こういうことになってるからそれはお断りすると。それでも帰らない場合にはですね、書面等を残してですね、議会に報告をいただけるというように確かした記憶があります。

その根拠となるのがですね、えーこれは香芝市政治倫理条例ですね。ここで議員のですね、議員の責務ということが決められております。ま、細かい政治倫理条例、細かい規定もあります。で、状況によっては、政治倫理審査会の方にですね、調査の依頼を申し上げなければいけないということになりかねますので、今後ですね、その点もう一度、再度過去の部分も確認いただいてですね、やっぱり今度そういったものがあった場合にはですね、必ず議会に報告いただくということをお願い申し上げたいということをお伝えして質疑を終わりたいと思います。

(小西委員長)

はい、青木委員。

(青木委員)

政治倫理条例の何条に入ってるんでしょうか、議長。いやそのところはっきりしてもらわなかったらそれが正しいかどうかわからないし、やっぱりね、あの、議員といえば市民の声の代表ということでそれが圧力にかからなかったらいいじゃないですか。こんなこと圧力する方が議員として問題なんですよ。だから、だからね……。

(小西委員長)

暫時休……。

(青木委員)

あの、窓口にあの……今しゃべってますから。窓口に行くことによって、あの、それをあの妨害するとか、圧力をかけるとか、それはもう議員としてもってのほかだというふうに私は思っています。

だからそれをここで一律に来たらちゃんと報告しろよというのは、やっぱりそれは、うん、議員に対する圧力だというふうに私は今感じました。うん、私の気分がそうです。それがある意味パワハラのように聞こえたから言ってるだけです。

(小西委員長)

いやいやいや……あの……ちょっと……整……暫時、暫時休憩いたします。

○香芝市議会議員政治倫理基準

平成24年3月26日

議決

香芝市政治倫理条例(平成9年条例第1号。以下「条例」という。)に規定する政治倫理のうち、市議会議員(以下「議員」という。)に関する基準を次のとおり定める。

(基本原則)

- 1 条例第2条第1項第1号は、議員の責務とともに政治倫理基準を示したものであり、条例第1条に規定される目的及び条例第2条第1項本文の規定の趣旨に沿って解釈されなければならないものである。

(議員の資質向上及び議員としての矜持)

- 2 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を保持し、市民の信頼に応えるべく、調査、研究その他の不断の努力をしなければならない。また議員は、市民の信頼に値する倫理性が求められることを自覚し、議員としての矜持を自覚しなければならない。

(憲法の遵守及びいわゆる「口利き」の制限)

- 3 議員は、憲法に規定する市民の基本的人権を尊重し、特に憲法に掲げる平等の原則を旨とし、決して一部のものの利益の代表者ではないことを自覚しなければならない。よって不当に一部のものの利益につながるような、いわゆる「口利き」行為を自粛しなければならない。

(議員以外の立場における倫理上の制約)

- 4 議員は、自己の地位による影響力を不正に行使することを防ぐため、議員以外の身分若しくは役職、又は一市民の立場で要望等をされる場合にあっても、相手方は議員であるという認識で対応されることが予想されるため、すべて議員としての要望等に含まれるものと自覚しなければならない。

(人事への個別介入の禁止)

- 5 議員は、自己の地位による影響力を不正に行使することを防ぐため、個別事案にかかる人事異動その他人事上の措置に対する要望等を行ってはならない。

議案番号	議案	議案の結果(議長を除く)
選第5号	香芝市議会副議長の選挙について	選挙
選第6号	葛城広域行政事務組合議会議員の選挙について	指名推選
選第7号	奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出について	指名推選
選第8号	香芝・王寺環境施設組合議会議員の選出について	指名推選
選第9号	香芝・広陵消防組合議会議員の選出について	指名推選

議案番号	議案	議案の結果(議長を除く)
承第2号	香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について	原案承認(全員一致・出席17名)
承第3号	公益法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について	原案承認(全員一致・出席17名)
同第1号	香芝市監査委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意(全員一致・出席17名)

香芝市議会改革特別委員会の概要【平成23年2月18日】

第7回香芝市議会改革特別委員会では、「政務調査費の手引きの改訂版について」「議員の質疑関係について」を議題とし、以下の案件を審査した。

1. 政務調査費の手引きの改訂版について

平成22年9月議会で条例、規程の改正及び細目の制定をしたため、従前の手引きを改訂した。

2. 議員の質疑関係について

(1) 質問と質疑の違いについて

質問とは一般質問を指し、市の一般事務についての見解を求めることであり、質疑は議案に対して疑義をたずねることである。本会議での質疑については、会議規則第56条第3項の規定により、自己の意見を述べることができず、委員会では、会議規則第109条の規定により、議題について自由に質疑し意見を述べることができることとされている。

(2) 委員会での反問権の付与について

理事者側の反問権は一般質問に対して認めていたが、委員会においても反問権を認める。

(3) 一般質問の一問一答方式の再点検について

一般質問は、質問の趣旨からかけ離れず、質問者と答弁者が原稿を読むだけにならないようにし、通告書の要旨は具体的に記入し質

問内容がわかるようにする。

(4) 予算、決算特別委員会の委員選任方法等について

委員数は上限8名とし、活発な議論を行うために立候補制とする。

(5) 議員の一般質問を行う責務について

一般質問は、議長以外の議員は、1年間に最低1回は実施する。

(6) 議会中の離席について

公務優先の原理から、公務を上回る理由でないと長時間の離席は認めない。長時間の離席は、議長に離席理由を報告し出席ランプを消す。

3. その他

行政審査事項に対する議員の関与について

税の課税や生活保護の認定等で、議員が審査事項にかかる協議の場に市民と同席することは、政治倫理条例第2条第1項に抵触するため、同席しない。

委員長 川田 裕

副委員長 森井 常夫

委員 北川 重信、河杉 博之

細井 宏純、池田 英子 以上6名